（前のページより続き）

○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（同七一四～七二五）

○小型特殊自動車の型式を認定した件（同七二六～七三一）

○小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件（同七三二、七三三）

○小型特殊自動車の製作者の住所を変更する旨届出があった件（同七三四）

○検査対象外軽自動車の型式を認定した件（同七三五～七三八）

○原動機付自転車の型式を認定した件（同七三九～七四一）

○検査対象外軽自動車について製作廃止の届出があった件（同七四二～七四四）

本号で公布された法令のあらまし

六三
六四
六六
六七
六八

◇地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二五七号）（総務省）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年七月二二日とすることとした。

◇学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二五八号）（文部科学省）

1　学校教育法施行令の一部改正関係

所轄庁に届け出なければならない事項として、専修学校の専攻科を設置し又は廃止しようとするときを追加することとした。（第二四条の三関係）

2　自衛隊法施行令の一部改正関係

学資金の貸与対象者として、一定の要件を満たす専修学校の専攻科の修了者を追加することとした。（第一二〇条の二関係）

3　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正関係

専修学校の専攻科の学生に対する母子修学資金等の貸付けに関する規定を整備することとした。（第七条、第三一条の五及び第三六条関係）

4　独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正関係

専修学校の専攻科の学生に対する学資の貸与及び支給に関する規定を整備することとした。（第一条、第一条の二、第二条、第六条、第八条の二及び第八条の三関係）

5　大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部改正関係

一定の要件を満たす専修学校の専攻科の学生に対する授業料等減免に関する規定を整備することとした。（第二条及び第三条関係）

6　その他

専修学校の専門課程の在籍者の呼称が「生徒」から「学生」に改正されること等に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

7　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行することとした。

◇児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二五九号）（こども家庭庁）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年一〇月二〇日とすることとした。

◇日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間におけるアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二六〇号）（防衛省）

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間におけるアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和七年法律第二六号）の施行期日は、令和七年七月二二日とすることとした。

◇日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律施行令（政令第二六一号）（防衛省）

1　円滑化協定

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和七年法律第二六号。以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める国際約束は、次のとおりとすることとした。

㈠　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定

㈡　日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定

㈢　日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（第一条関係）

2　訴訟の援助の申請等

㈠　法第一七条第一項に規定する訴訟（以下「訴訟」という。）についての同項の規定による援助（以下「訴訟の援助」という。）を受けようとする者は、防衛大臣にその旨を申請しなければならないものとすることとした。

㈡　防衛大臣は、㈠による申請があったときは、3及び4に従い、訴訟の援助を行うものとすることとした。（第二条関係）

3　訴訟の援助の範囲

㈠　訴訟の援助のうち、訴訟に関する費用の立替えは、(1)から(3)までに掲げる費用についてそれぞれ防衛大臣が必要と認める限度において行うものとすることとした。

(1)　裁判所に納付すべき手数料その他の費用

(2)　弁護士又は弁護士法人に支払うべき報酬その他の費用

(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、訴訟に関し必要な費用

㈡　防衛大臣は、㈠の(3)に掲げる費用の立替えを行おうとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとすることとした。

㈢　訴訟の援助のうち、訴訟に関する費用の立替え以外のものは、(1)から(3)までに掲げる事項について行うものとすることとした。

(1)　立証資料その他の関係資料で防衛大臣が必要と認めるものを収集し、又は整備することとした。

(2)　弁護士又は弁護士法人を紹介し、又はあっせんすることとした。

(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、訴訟に関し助言その他必要な援助を行うこととした。（第三条関係）